

議案第26号

四條畷市産業振興基本条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市産業振興基本条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年11月24日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

これまで本市の産業のひとつとして位置付けていた観光分野について、本市産業の現状を踏まえ、観光を他の産業と並列的に位置づけるのではなく、主要な施策のひとつであるシティプロモーションの考え方に基づいた、地域の文化や歴史遺産、その他の資源の活用と魅力発信という考え方へと転換することから所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市産業振興基本条例の一部を改正する条例

四條畷市産業振興基本条例（平成27年条例第18号）の一部を次のように改正する。

前文中「、農業及び観光」を「及び農業」に改める。

第3条第2項第8号を削る。

第4条第2項第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「、農業、観光等」を「、農業等」に改め、同号を第6号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。